

(平成23年6月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成5年6月から同年9月までは18万円、同年10月から7年3月までは17万円、同年4月から同年9月までは24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月1日から7年10月1日まで

私は、A社に勤務したが、申立期間について、ねんきん定期便に記載されている標準報酬月額と厚生年金保険料が給与明細書と異なっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の平成5年6月から7年9月までの標準報酬月額については、オンライン記録によると、当初、5年6月から同年9月までは18万円、同年10月から7年3月までは17万円、同年4月から同年9月までは24万円と記録されていたところ、同年7月7日付けで、申立人を含む12人の標準報酬月額の記録が遡及して引き下げられており、遡及訂正された全員の標準報酬月額は、9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、申立人が保管していた給与明細書では、申立人の報酬月額が、遡及訂正された標準報酬月額（9万8,000円）に対応した額に減額された事実はないことが確認できる。

また、申立人は、「申立期間当時入出金の管理を担当していたが、資金繰りは厳しく厚生年金保険料を滞納していたと思う。」と供述している上、年金事務所が保管する不納欠損整理簿によると、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後の平成12年3月24日に、3,000万円余りの厚生年金保険料の不納欠損処理が行なわれていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成7年7月7日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えることは難しく、社会保険事務所（当時）が行なった当該遡及

訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が当初届け出た、平成5年6月から同年9月までは18万円、同年10月から7年3月までは17万円、同年4月から同年9月までは24万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 27 日から 41 年 3 月 31 日まで
社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金が支給されていることを知った。
しかしながら、脱退手当金の手続をした記憶も無いし、脱退手当金を受け取った記憶も無いので、年金額に反映される被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 11 か月後の昭和 42 年 2 月 8 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間後の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているところ、申立人が 2 回の被保険者期間のうち、申立期間のみを請求し、支給日より近い被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 1 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
② 平成 4 年 10 月 1 日から 9 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 37 年 4 月 1 日から定年退職する平成 15 年 6 月 1 日までA社に勤務した。

給与は毎年増額されていたにもかかわらず、申立期間①については、標準報酬月額が減額されており、申立期間②については、標準報酬月額は一定額と記録されていた。正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る「履歴カード」の記載から申立期間①及び②について、申立人の本給（本俸）額が減額された形跡は無い。

また、当該事業所は、「当時の賃金台帳等の給与支払額を示す資料は無く、標準報酬月額について不明だが、申立期間①の標準報酬月額の相違については、本給（本俸）だけではなく、残業手当、通勤手当、扶養手当等の増減により、標準報酬月額は変動するためであり、申立期間②については、昇給が報酬月額の範囲内であったためであると思われる。」と回答している。

さらに、申立期間①については、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人が入社した昭和 37 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、当該期間において被保険者記録のある者 39 人の全員が、42 年 1 月に随時改定で標準報酬月額が減額されていることが確認でき、申立期間②については、B健康保険組合の標準報酬月額の記録と一致していることが確認できる。

加えて、申立期間①については、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不自然な点は無く、

申立期間②については、申立人の当該期間に係る標準報酬月額はオンライン記録と一致しており、また、申立期間①及び②共に、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。